いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する再質問主意書

出者 鈴木宗男

提

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する再質問主意書

川正 致しないとの鑑定結果が出たことを受け、 確定し、 らおわび申し上げます」と述べ、 一郎栃木県警本部長は、 九九〇年、 服役中だった菅家利和さんが、 栃木県足利市で当時四歳の女児が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、 同県警を訪問した菅家さんに対し、 謝罪をしている。 女児の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは 本年六月四日、 右と「前回答弁書」 千葉刑務所から釈放された。また同月十七日、石 「長い間、 (内閣衆質一七一第五〇四号) つらい思いをさせたことを心か 無期懲役が

まえ、

再質問する。

り、 は、 の鑑定、 の報告を受けている。」との答弁がなされている。今次、 栃木県警察から、 栃木県警が当時菅家さんの逮捕に踏み切った経緯について、 菅家さんの逮捕は誤認逮捕であったことを、 右の当時の栃木県警による鑑識活動、 関係者からの事情聴取、 御指摘の事件については、 地域住民からの聞き込み等の所要の捜査を行った上で、 証拠品の鑑定等の所要の捜査を行った上での判断に誤りがあ 遺体発見現場等における鑑識活動、 同県警として正式に認めたものと理解して良いか。 石川本部長が菅家さんに謝罪をしたということ 「前回答弁書」では そこから得られた証 「警察庁においては、 逮捕に至ったと 確認 拠品

を求める。

と承知するが、 本年六月十七日、 右の検証作業 石川本部長は、 (以下、 菅家さんに謝罪をした際、 「検証」という。)は、 誰を責任者として、いつからいつまでを目 「捜査の問題点を検証していく」と述べた

処に、どの様な方法によって行われるか、警察庁として把握しているか。

 \equiv した。 家氏に対する暴力行為等が行われたという事実は把握していない」旨の答弁がなされている。 る取り調 して右の様なことが行われたというのは事実かと問うたところ、 自白してしまった」と語っていたことにつき、 前回質問主意書で、 無理やり責められ、 べの様子について、 菅家さんが釈放された六月四日、 『白状しろ』『早くしゃべって楽になれ』と言われ、 「刑事たちの取り調べが厳しく、 当時、 栃木県警の警察官により、 記者会見を開き、 髪の毛を引っ張られたり、 「前回答弁書」 逮捕された当時の栃木県警によ では どうしようもなくなって 菅家さんの取 「御指 け飛ばされたり 摘 右の菅家さ り調 のような菅 ~ に際

四 菅家さんのDNA型が真犯人のものと思われるDNA型と一致したとした当時の警察庁科学警察研究所

「検証」の対象に含まれるか。

んに対する取り調べの実態がどの様なものであったかは、

「検証」

の対象に含まれるか。

の判断が妥当であったか否かは、

五 当時、 菅家さんの取り調べを直接行った警察官は誰か、 また右の警察官は現在も在職中であるか、 警察

庁として把握しているか。

六 当時、 菅家さんのDNA型が真犯人のものと思われるDNA型と一致したとの判断を下した科警研の担

当者は誰か、また右の者は現在も在職中であるか、 警察庁として把握しているか。

なぜ足利事件という冤罪事件が起き、一人の人間が人生の貴重な時間を奪われなければならなかったの

七

か、 その真相を解明し、同じ様な事件が再び起きることを防ぐには、五の警察官、 六の科警研の担当者は

誰 かを明らかにし、 五の警察官がなぜ取り調べに際して暴力行為を働いたのか、 また周囲の警察官がなぜ

それを見過ごしたのか、 六の担当者がなぜDNA型鑑定の判断を誤ったのかを全て明らかにする必要があ

ると考えるが、 警察庁として、 「検証」 において右の点を明らかにするよう、 栃木県警を指導監督する考

えはあるか。

八 今次、 石川本部長が菅家さんに面会し、 「長い間、 つらい思いをさせたことを心からおわび申し上げま

す」と直接謝罪をしたのは、 過去に例のないことであり、それによって菅家さんが失った時間が戻ること

はないにせよ、 石川本部長の謝罪は、 大変勇気ある、 意義深いものであったと思料する。 しかし、 足利事

件の最終的な解決、更には同様の事件の再発防止を図るためには、 在職中であるか否かにかかわらず、五

の警察官及び六の担当者に、菅家さんへの謝罪等を含め、 何らかの形で責任を取らせることが必須である

右質問する。

と考えるが、警察庁の見解如何。

四